

令和4年度 大津市立膳所小学校PTA

定期総会資料

(書面表決)

実施 令和4年6月

第1号議案	令和3年度	事業報告	2ページ
第2号議案	令和3年度	決算	5ページ
第3号議案	令和4年度	活動スローガン(案)	8ページ
第4号議案	令和4年度	事業計画(案)	9ページ
第5号議案	令和4年度	会費(案)	11ページ
第6号議案	令和4年度	予算(案)	11ページ
第7号議案	会則の改正	(案)	12ページ
その他資料	令和4年度	役員等名簿	13ページ
		会則、細則、組織図	14ページ

第1号議案 令和3年度 事業報告 1/3

月	全体	役員（会長・副会長）	役員（書記・会計）（旧事務局）
4	入学式 運営委員会（LINE）	まちづくり委員会 市PTA連合会会長会	会則改正意見募集 その他事務作業
5	運営委員会 書面総会	学校運営協議会 人推協理事会、総会（書面） 街頭補導	総会資料配布 その他事務作業
6		資源回収申し合わせ まちづくり委員会 膳ブ地域安全部会定例会、パト	総会結果報告 PTAホームページ公開 その他事務作業
7	運営委員会	学校運営協議会 膳ブ地域安全部会定例会、パト 建築士会協議（東海道看板） ロータリークラブ協議	事務作業
8		まちづくり委員会	事務作業
9		学校運営協議会 まちづくり委員会 通学路安全確保要望活動 膳所茶講話撮影	事務作業
10	運動会 運営委員会	まちづくり委員会 膳ブ地域安全部会定例会、パト ロータリークラブ協議	電子化アンケート ベルマーク協力依頼 その他事務作業
11		学校運営協議会 自治会長会説明（地区関係）	ベルマーク集計 その他事務作業
12	運営委員会 東海道看板除幕式 役員等立候補受付開始 音楽会動画上映	まちづくり委員会 青少年・地域安全情報交換会 膳ブ地域安全部会定例会、パト	選挙関係通知 デジタル事例選応募 その他事務作業
1		市PTA連合会講演会 学校運営協議会（書面）	事務作業
2	運営委員会 選考委員会	まちづくり委員会 入学説明会	ベルマーク商品購入 その他事務作業
3	役員等顔合わせ・引継ぎ 卒業式	火まつり参加 まちづくり委員会	事務作業

第１号議案 令和３年度 事業報告 2/3

月	企画委員会	広報委員会	地区安全委員会
4		PTA だより発行	第１回地区安全委員会（書面）
5	企画委員会（石ころ拾い協議）		
6	企画委員会（石ころ拾い協議）	PTA だより発行	ストップマーク集計、発注 幼稚園と一括資源回収の分配について話し合い
7	石ころ拾い文書配布 ロータリークラブ協議（映画会）	第１回広報誌発行（教職員一覧） PTA だより発行	ストップマーク配布、貼り付け 見守り活動お願い文書配布
8	石ころ拾い（中止）		
9	ロータリークラブ協議（映画会）		
10	映画会募集、実施	運動会（撮影）	
11		PTA だより発行 音楽会（撮影、録音）	
12		音楽会動画上映（個別懇時） PTA だより発行	第２回地区安全委員会（書面）
1		第２回広報誌発行（学校行事）	新地区連絡係決定
2	卒業式花束調整、発注		
3	卒業式花束手配	第３回広報誌発行（卒業記念号） PTA だより発行 広報誌コンクール応募	新旧正副委員長引継ぎ
備考		随時学校行事撮影 随時印刷業者打ち合わせ	毎月第２日曜 一括資源回収 ＜随時＞収益の集金、分配 各地区の窓口は、会員の委員と、 非会員の地区調整連絡係が併存

第1号議案 令和2年度 事業報告 3/3

主な活動

- LINEを利用した取り組みなどが評価され、デジタルを活用した地域課題解決事例選に決定されました。<https://shiga-lg.jp/showcase/result> →
- 子どもたちの安全を守るため、学校に保護者が入るときに目印となるカードを作成し、配布しました。
- 会員からの要望を受けて、教育委員会や道路管理者、警察に通学路の安全に関する要望を行い、予算化につなげました（誰でも意見を提出でき、尊重されます。）。
- 2学期からの子どもたちの運動会の練習を安全に行うために、有志のグラウンドの石ころ拾い大会を企画しました（中止。）。
- 大津中央ロータリークラブとコラボして、体育館で映画鑑賞会を開催し、子どもたちに笑顔を届けました。
- 保護者不参加で行われた音楽会の動画を撮影し、個別懇談に合わせて、保護者に見てもらえるよう上映しました。
- 有志によるベルマーク収集・集計を行い、子どもたちが学校生活で使う商品などを購入しました。
- 地域と協力して、膳所茶に関する動画を作成し、子どもたちや保護者に、膳所の歴史を知ってもらいました。<http://www.otsu.ed.jp/zeze/posts/news10.html> →
- 学区内の各地区と連携して、子どもたちの交通安全のためのストップマークの作成・配布や、資源回収などを実施しました。
- 朝の立ち当番を廃止する代わりに、できる範囲での見守りをお願いしました。
- PTA通信「ぜぜ」やPTAだよりを発行し、活動を地域や保護者に知ってもらいました。
- 大津市PTA連合会の講演会に参加し、学んだ内容を発信しました。
- その他、地域等との連携により、様々な取り組みを行いました。



第2号議案 令和3年度 決算 1/3

令和3年度 膳所小学校PTA一般会計 決算書

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
前年度繰越	1,817,444	1,817,444	令和2年度より繰越
P T A 会 費	1,179,000	1,233,000	会員1人あたり250円/月
利 息	0	16	
繰 入 金	0	91,355	資源回収費よりストップマーク購入費を繰入
そ の 他	0	50,000	「コロナに負けない地域×ICT事例」賞金
合 計	2,996,444	3,191,815	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
運 営 費	会 議 費	100,000	40,500 総会資料印刷代
	旅 費 交 通 費	10,000	0
	事 務 費	150,000	144,057 事務消耗品、コピー機リース代
	通 信 費	100,000	20,688 携帯電話使用料、書類郵送料
	分担金、負担金	150,000	127,695 県P・市P会費、安全会会費、地域団体参加負担金
	交 際 費	30,000	0
事 業 費	環 境 整 備 費	100,000	19,746 水槽管理費
	広報誌発行費	400,000	380,600 PTA広報誌「ぜぜ」発行費(3回分)
	卒業記念品費	200,000	126,452 音楽会CD製作費、卒業証書ホルダー等寄贈品購入費
	イベント実施費	150,000	0
	安全対策費	200,000	180,227 草刈り機傷害共済、ストップマーク購入費
教 育 振 興 費		200,000	5,220 防犯教室開催費
備 品 費		60,000	2,880 PC周辺機器購入
予 備 費		1,146,444	0
次 年 度 繰 越 金		0	2,143,750 令和4年度に繰越
合 計		2,996,444	3,191,815

第2号議案 令和3年度 決算 2/3

令和3年度 膳所小学校PTA資源回収費会計 決算書

収入の部		(単位:円)
科目	決算額	備考
前年度繰越	312,144	
一括資源回収	121,140	173,055円のうち、膳所小学校分配率70/100
個別資源回収	19,000	別保三丁目二区、下清水町、御殿浜三区、別保三丁目一区、池ノ内東
利息	2	
合計	452,286	

支出の部		(単位:円)
科目	決算額	備考
一般会計へ繰り入れ	91,355	ストップマーク購入費
次年度繰越金	360,931	
合計	452,286	

以上のとおり、令和3年度膳所小学校PTA一般会計、資源回収費会計の決算を報告いたします。

令和4年4月6日

会計

氏名・印影は、WEB
では公表しません。

令和3年度 膳所小学校PTA会計監査報告

令和3年度膳所小学校PTA一般会計、資源回収費会計について、会計帳簿及び証拠書類等を監査した結果、適正かつ正確に執行されていることを認めます。

令和4年4月6日

会計監査

氏名・印影は、WEB
では公表しません。

会計監査

氏名・印影は、WEB
では公表しません。

令和3年度 一括資源回収費 収支報告

【 収入 】

資源回収金

西山商店	R3年3月～R4年2月	23,221
福山商会	R3年3月～R4年2月	8,690
合 計		31,911 ^(A)

大津市再生資源利用促進事業補助金

西山商店	R2年度後期	54,174
	R3年度前期	52,920
福山商会	R2年度後期	18,510
	R3年度前期	15,540
合 計		141,144 ^(B)

収入合計 (A) + (B)
¥173,055

【 支出 】

分配金

膳所小学校	121,140
膳所幼稚園	51,915
合 計	173,055

支出合計 ¥173,055

上記の通り報告します。

令和 4 年 3 月 / 日

地区安全委員

氏名・印影は、WEB
では公表しません。

令和3年度 膳所小学校PTA資源回収会計について、会計帳簿類を監査した結果、
すべてにおいて適正かつ正確に執行されていることを認めます。

令和 4 年 3 月 8 日

会計監査

会計監査

会計

氏名・印影は、WEB
では公表しません。

第3号議案 令和4年度 活動スローガン（案）

繋ぐ 膳所の未来へ

～子どもたちの未来のために、PTAも変わろう～

できないことを続けていくPTAではなく
できる人が楽しく活動ができるPTAに
PTAは変わろうとしています。

PTAは子どもたち、先生、保護者、地域を繋ぐ架け橋となる存在だと思っています。

色々な意見を聞かせてください。

想いを繋ぎ
人と人の繋がりを大切にしたい。

そして
共働きであっても
子どもが小さくても
親の介護をしても

様々な環境であっても、気軽に参加できる団体にしていきたいです。

歩み寄り
寄り添い
認め合う

その気持ちが子どもたちの未来と膳所の町の
未来を明るく照らしてくれると信じています。

第4号議案 令和4年度 事業計画（案） 1/2

月	役員（会長・副会長）	役員（書記・会計）
4	桜まつり参加	名簿更新
5	自治会長会（PTA 活動説明及び協力依頼）	LINE 公式アカウント運用開始 総会資料配布
6		総会結果報告
7		
8	夏まつり参加	
9		ベルマーク整理（ボランティア募集）
10		
11		ベルマーク発送 次年度役員等選出開始
12		
1		
2	入学説明会	次年度役員等選出
3	火まつり参加 次年度へ引継ぎ	ベルマーク物品購入 次年度へ引継ぎ
備考	随時、運営委員会招集 毎月のまちづくり委員会ほか対外会議等出席 要望等対応	随時、庶務・会計事務

※役員会は、原則オンライン開催（LINE での意見交換等）

第４号議案 令和４年度 事業計画（案） 2/2

月	企画広報委員会	地区安全委員会
4		資源回収、年間予定についてお知らせ (地区連絡係)
5		
6		登下校時の見守り活動依頼（全保護者）
7	第１回広報誌発行（教職員紹介）	ストップマークの配布 夏のパトロール(膳所プリングアップからの依頼)
8	運動場清掃活動	
9		
10	運動会（撮影）	
11		
12	第２回広報誌発行（学校行事）	冬のパトロール(膳所プリングアップからの依頼)
1		次年度地区連絡係の選出（文書配布）
2		
3	第３回広報誌発行（卒業記念号） 卒業式花束手配 次年度へ引継ぎ	次年度へ引継ぎ
備考	随時ＰＴＡだより発行 随時その他学校行事撮影 発信方法の検討 子どもたちのためのイベント等検討（時期未定）	毎月第２日曜 一括資源回収 今年度から、各地区には委員を配置せず、各地区の窓口は、ＰＴＡ組織外のボランティアとし、「地区連絡係」と呼称

令和４年度 大津市立膳所小学校ＰＴＡ 定期総会資料

第５号議案 令和４年度 会費（案） 年額3, 0 0 0円（月あたり2 5 0円）

第６号議案 令和４年度 予算（案）（一般会計）

収入の部

（単位：円）

科目	予算額	備考
前年度繰越	2, 143, 750	令和３年度から繰越
会費	1, 110, 000	会員数 370 人（Ｐ会員 330 人、Ｔ会員 40 人）×250 円×12 か月
繰入金	360, 931	資源回収費会計精算による一般会計への繰入
分配金	100, 000	「膳所学区 PTA 合同」集団資源回収の収益の分配金
寄附金	15, 000	個別資源回収収益などの寄附金
合計	3, 729, 681	

支出の部

（単位：円）

科目	予算額	備考
運 営 費	会議費	50, 000 総会資料印刷代
	旅費交通費	10, 000 会議・講習会・対外活動等参加旅費交通費
	事務費	150, 000 コピー機・印刷機リース料、文房具、消耗品等
	通信費	100, 000 電話使用料、郵送料、ＬＩＮＥ公式アカウント有料版等
	分担金、負担金	150, 000 県・市ＰＴＡ連合会会費、地域団体等負担金等
	交際費	30, 000 地域行事参加費等
事 業 費	環境整備費	100, 000 グラウンド清掃、水槽管理費等
	広報誌発行費	400, 000 ＰＴＡ広報誌「ぜぜ」発行費（３回分）
	卒業記念品費	50, 000 卒業式関連花代等
	イベント等実施費	100, 000 子どもたちのためのイベント開催等
	安全対策費	200, 000 ストップマーク、保護者カード等
備品費	60, 000	ＰＣ周辺機器等
小計	1, 400, 000	
予備費	2, 329, 681	
合計	3, 729, 681	

<予算のポイント>

- ・資源回収会計を精算し、一般会計に繰り入れるとともに、分配金及び寄附金も一般会計直接入金へ。
- ・卒業記念品のうち、個人に渡す音楽会ＣＤ、証書ホルダー、胸花などについては今年度から廃止。
- ・目的が不明瞭な教育振興費を廃止し、今後は事業費等において対応。

第７号議案 会則の改正（案）

大津市立膳所小学校ＰＴＡ会則 改正（案）

１ 背景と、改正の目的、主なポイント

昨年、大津市立膳所小学校ＰＴＡ会則（以下「会則」といいます。）は、昭和５９年に制定されてから初めてとなる全文改正を行いました。が、選挙関係の手続きが煩雑であったことから、指名委員会と選考委員会を廃止する改正案をお示しします。なお、廃止する委員会の役割は、主に運営委員会が担うことになります。

また、選挙の対象は、会長のみとしています。

２ 新旧対照表

現行	改正案
目次 第６章 常置委員会、特別委員会と <u>選挙関係の委員会</u>	目次 第６章 常置委員会、特別委員会と <u>選挙管理委員会</u>
第６章 常置委員会、特別委員会と <u>選挙関係の委員会</u>	第６章 常置委員会、特別委員会と <u>選挙管理委員会</u>
(選挙関係の委員会) 第２０条 第９条の「役員」と「会計監査」を選ぶとき、 <u>次の委員会をつくり</u> ます。 (１) 選挙管理委員会 「役員」の立候補や、投票の管理など、選挙全体を担当します。 (２) 指名委員会 「会計監査」に推薦する人を指名して、選考委員会に報告します。また、「役員」の立候補者の数が足りないときは、「役員」に推薦する人も指名して、選考委員会に報告します。 (３) 選考委員会 立候補者と、指名委員会から推薦された人の確認を行い、投票を行う「候補者」を決めます。	(選挙管理委員会) 第２０条 <u>会長</u> を選ぶとき、 <u>選挙管理委員会をつくり</u> ます。 ２ 選挙管理委員会は、その役割が終われば解散します。 ３ 選挙管理委員会について、くわしくは細則で定めます。
２ 選挙管理委員会、 <u>選考委員会、指名委員会</u> は、その役割が終われば解散します。 ３ <u>選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会</u> について、くわしくは細則で定めます。	

令和4年度 役員等名簿

1 運営委員会および会計監査

運営委員会	役員	会長		
		副会長		
		書記		
		会計		
	常置委員会の代表	企画広報委員会	委員長	
			副委員長	
		地区安全委員会	委員長	
			副委員長	
	学校の代表	顧問（学校長）		
		教頭		
		教務主任		
会計監査				

2 常置委員会

◇企画広報委員会

担当教員：
委員長：
副委員長：

◇地区安全委員会

担当教員：
委員長：
副委員長：

大津市立膳所小学校ＰＴＡ会則（第７号議案改正前）

制定 昭和５９年２月１日

最終改正 令和３年６月１０日

目次

前文

第１章 総則（第１条～第５条）

第２章 会員（第６条～第８条）

第３章 役員など（第９条～第１１条）

第４章 総会（第１２条～第１５条）

第５章 運営委員会（第１６条～第１８条）

第６章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会（第１９条～第２０条）

第７章 会計（第２１条～第２２条）

第８章 その他（第２３条～第２４条）

附則

ＰＴＡ（Parent Teacher Association）は、１９世紀のアメリカ合衆国における保護者の活動からはじまった社会教育関係団体です。戦後、日本においても「父母と先生の会」とよばれ、教育の民主化のため、ＰＴＡをつくるのがすすめられ、ひろがっていきました。

子どもたちが、すこやかに育っていくためには、保護者と教職員、地域が力をあわせることが大切であり、ＰＴＡは、そのために保護者と教職員とが平等な立場で参加する「完全に民主的な団体」とされています。ＰＴＡは、特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行いません。その活動においては、子どもの教育や福祉などのために活動する地域団体等と協力して取り組みます。また、ＰＴＡは、保護者や教職員が自由意思で参加するものであり、子どもたちのための活動を望む有志による団体でもあります。

大津市立膳所小学校ＰＴＡでは、ひとりでも多くの方に、この会則の理念をご理解いただき、それぞれができる範囲で、子どもたちや、子どもたちをとりまく環境に関わろうとすることで、子どもたち一人ひとりが尊重され、子どもたちが学校や地域ですごす時間がより豊かなものとなり、しあわせを感じながら成長していくことにつながると考え、その実現を願い、目指して活動を続けていきます。

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この会則で定める会の名称は、「大津市立膳所小学校PTA」です。

2 PTAの事務所は、大津市立膳所小学校内（大津市中庄二丁目8番37号）にあります。

(読みかえ)

第2条 この会則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) PTA | 大津市立膳所小学校PTA |
| (2) 学校 | 大津市立膳所小学校 |
| (3) 子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童 |
| (4) 保護者 | 大津市立膳所小学校の児童の保護者 |
| (5) 教職員 | 大津市立膳所小学校の教職員 |
| (6) 会員 | 大津市立膳所小学校PTAの会員 |

(目的)

第3条 PTAの目的は、保護者と教職員とが、お互いを尊重し、その信頼関係のもと、協力して、「子どもたちが、すこやかに成長していくことができるようにしていくこと」です。

(活動)

第4条 PTAは、第3条の「目的」を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 子どもたちの学校や地域における生活を、より充実したものにしていく活動
- (2) 子どもたちが学校や地域で安心して、安全に学べる環境をつくっていく活動
- (3) 会員が、学校や家庭、地域で行われる教育について知り、理解を深める活動

(子どもたちの権利)

第5条 子どもたちは、その一人ひとりが尊重されるべき存在です。保護者が会員であっても、会員でなくても、PTAの活動に対して誰もが平等の権利をもち、差別されることはありません。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 次の人たちは、会員になることができます。

- (1) 保護者（ただし、1世帯1名とみなします。）
- (2) 教職員
- (3) その他運営委員会がみとめた人

(入会と退会)

第7条 第6条の「会員の資格」がある人は、「入会届」を会長に提出すれば、PTAに入会し、会員になることができます。

2 会員は、「退会届」を会長に提出すれば、PTAを退会することができます。ただし、卒業や転校、異動、退職などで、第6条の「会員の資格」がなくなった人は、自動的にPTAを退会したことになり、会員でなくなりますので、退会のために「退会届」を提出する必要はありません。

3 「入会届」、「退会届」は、運営委員会がつくれます。

(会員の権利)

第8条 会員は、PTAの活動に対して、誰もが平等の権利をもち、提案や意見があるときは、会長に提出することができます。会長は、そのような提案や意見を尊重し、運営委員会で報告し、または検討します。

第3章 役員など

(役員などとその役割)

第9条 PTAの「役員」は、次のとおりです。くわしい役割は、細則で定めます。

- (1) 会長 1名 (保護者) PTAを代表します。
- (2) 副会長 1名以上 (保護者) 会長を補佐します。
- (3) 書記 1名以上 (保護者) 文書の作成や保管、記録などの庶務事務を担当します。
- (4) 会計 1名以上 (保護者) 会計事務や財産管理を担当します。

2 PTAには役員のほか、次の役職があります。

- (1) 顧問 1名 (教職員) 役員に助言し、学校と調整します。
- (2) 会計監査 1名以上 (保護者) 会計を監査し、総会において報告します。

3 会計を監査するという立場上、会計監査は、役員と兼任することはできません。

(役員などの任期)

第10条 役員、顧問、会計監査の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 役員などに欠員があった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の役員などの任期は、欠員となった人の任期の残りの期間です。

(役員会)

第11条 「役員会」は、会長が開き、役員が出席します。

2 役員会は、PTAの運営などに必要な調整を行います。

3 会長は、役員会に、顧問その他の必要な人の出席を求めることができます。

第4章 総会

(総会の開催)

第12条 「総会」は、PTAの「最高議決機関（意思決定機関）」です。会員は誰でも参加することができます。

2 総会は会長が開きます。また、次の場合には、会長は総会を開かなければなりません。

(1) 運営委員会が、総会を開くことが必要であると決めた場合

(2) 全会員の10分の1以上が、会長に総会を開くよう求めた場合

3 総会は、年1回の「定期総会」のほか、「臨時総会」を開くことができます。

4 会員を集めて総会を開くことが難しい場合、書面による総会、議決にすることができます。書面による総会、議決にすることは、運営委員会が決定します。

(総会の定足数)

第13条 全会員の5分の1以上が出席しなければ、総会を開くことができません。ただし、「委任状」を提出した会員は、「出席」したことになります。

2 第12条第4項の書面による総会、議決にする場合、「議決権行使書」を提出した会員が、「出席」したことになります。

(総会の附議事項)

第14条 総会で議決しなければならないことがらは、次のとおりです。

(1) 事業計画と予算の決定

(2) 事業報告と決算の承認

(3) 会費の決定

(4) 会則の改正や廃止

(5) その他運営委員会で、総会で議決すると決められたこと

(総会の議決)

第15条 総会では、出席した会員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、第14条第4項の「会則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した会員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

第5章 運営委員会

(運営委員会の開催)

第16条 「運営委員会」は、「総会」に次ぐ「議決機関（意思決定機関）」です。「運営委員会」では、「総会」で決まったことにそって、PTAの運営などのために必要なことを決めます。

2 運営委員会の委員（メンバー）は、役員と、常置委員会の代表それぞれ3人以内、顧問ほか学校の代表3人以内です。

3 運営委員会は会長が開きます。また、運営委員会の委員の4分の1以上が、会長に運営委員会を開くよう求めた場合には、会長は運営委員会を開かなければなりません。

(運営委員会の定足数)

第17条 運営委員会の委員の2分の1以上が出席しなければ、運営委員会を開くことができません。

(運営委員会の議決)

第18条 運営委員会では、出席した委員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、「細則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した委員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

2 運営委員会の委員を集めて運営委員会を開くことが難しい場合、オンラインを利用した運営委員会、議決にすることができます。オンラインを利用した運営委員会、議決にすることは、会長が決定します。

第6章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会

(常置委員会と特別委員会)

第19条 「常置委員会」は、PTAの活動に必要なことについて、企画し、取り組んでいきます。

2 「常置委員会」のほかに、特別なことに取り組むときは、「特別委員会」をつくることができます。特別委員会は、その取り組みが終われば解散します。

3 常置委員会、特別委員会について、くわしくは細則で定めます。

(選挙関係の委員会)

第20条 第9条の「役員」と「会計監査」を選ぶとき、次の委員会をつくります。

(1) 選挙管理委員会 「役員」の立候補や、投票の管理など、選挙全体を担当します。

(2) 指名委員会 「会計監査」に推薦する人を指名して、選考委員会に報告します。また、「役員」の立候補者の数が足りないときは、「役員」に推薦する人も指名して、選考委員会に報告します。

(3) 選考委員会 立候補者と、指名委員会から推薦された人の確認を行い、投票を行う「候補者」を決めます。

2 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会は、その役割が終われば解散します。

3 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会について、くわしくは細則で定めます。

第7章 会計

(収入)

第21条 PTAの活動の経費は、会費や寄附金その他の収入でまかないます。

2 会費の額は、総会で決めます。

3 会費は、PTAと業務委任契約を結んだ学校が集めます。会費の集め方は、学校から会員にお知らせします。

(会計年度)

第22条 PTAの「会計年度」は、4月1日から翌年の3月31日までです。

第8章 その他

(個人情報の取り扱い)

第23条 PTAの活動のために必要な「個人情報」を手に入れたり、利用したり、管理したりすることなどについては別に定め、正しく取り扱います。

(委任)

第24条 この会則のほか、PTAの運営などのために必要なことは、「細則」で定めるほか、運営委員会で決めます。

附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定

昭和63年5月28日 改正

昭和63年10月15日 改正

平成14年5月28日 改正

平成17年5月30日 改正

令和2年7月28日 改正

令和3年6月10日 改正

ただし、この改正より前に、会長に対して書面で入会の意思を示している人は、第7条第1項の「入会届」を会長に提出したこととみなします。また、改正前の「事務局員」（「会計」を除きます。）を、改正後第9条第3号の「書記」とみなします。

令和4年6月 日 改正

細則（第7号議案と同時改正）

大津市膳所小学校PTA細則

制定 昭和59年2月1日

最終改正 令和4年6月 日

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、大津市立膳所小学校PTAの運営などのために必要なことを定めます。

（読みかえ）

第2条 この細則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- | | |
|----------|------------------|
| （1）PTA | 大津市立膳所小学校PTA |
| （2）学校 | 大津市立膳所小学校 |
| （3）子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童 |
| （4）保護者 | 大津市立膳所小学校の児童の保護者 |
| （5）教職員 | 大津市立膳所小学校の教職員 |
| （6）会員 | 大津市立膳所小学校PTAの会員 |

第2章 役員の役割

(会長の役割)

第3条 会長の役割は、次のとおりです。

- (1) PTAを代表して、保護者、学校、地域と協力していきます。
- (2) 総会や運営委員会、役員会を開きます。
- (3) 常置委員会や特別委員会、選挙管理委員会などの委員を委嘱します。

(副会長の役割)

第4条 副会長の役割は、次のとおりです。

- (1) 会長を補佐します。
- (2) 会長が役割をはたすことができないときは、会長を代理して役割をはたします。

(書記の役割)

第5条 書記の役割は、次のとおりです。

- (1) PTAの文書の作成や保管、記録などの庶務事務を行います。

(会計の役割)

第6条 会計の役割は、次のとおりです。

- (1) 総会で決めた予算にもとづいて、収入や支払いなど、すべての会計事務を行います。
- (2) 会計の監査を受け、総会で決算について報告します。
- (3) PTAの備品などの財産を管理します。

第3章 常置委員会と特別委員会

(常置委員会)

第7条 常置委員会は、「企画広報委員会」、「地区安全委員会」です。

2 常置委員会の活動は、次のとおりです。

(1) 企画広報委員会 子どもたちや会員が関わりあいながら、子どもたちの学校や地域における生活をより充実したものにしていくための事業や、研修などを企画する。

また、PTAの活動について、会員や地域に理解いただくために、PTAの目的や活動などの情報を提供する。

(2) 地区安全委員会 地域団体等との協力関係をつくりながら、地域における子どもたちの安全を守る取り組みなど、子どもたちのためのよりよい環境づくりをすすめる。

(常置委員会の委員などの選び方)

第8条 常置委員会の委員は、運営委員会で会員の中から選んで、会長が委嘱します。

2 常置委員会の委員長と副委員長は、常置委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

(常置委員会の委員の任期)

第9条 常置委員会の委員の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 常置委員会の委員長に欠員があった場合、副委員長や、ほかの委員が代理になります。委員が全員欠員になった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の委員の任期は、その常置委員会の委員の任期の残りの期間です。

(特別委員会)

第10条 特別委員会をつくるとき、運営委員会は、特別委員会の「目的」を決め、会員の中から特別委員会の委員を選んで、会長が委嘱します。

2 特別委員会の委員長と副委員長は、特別委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

3 特別委員会の委員長と副委員長は、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。

第4章 選挙関係

(候補者の選出など)

- 第11条 会長は、期間を決めて、すべての会員に、役員や常置委員会の委員の「免除」を希望するか確認します。
- 2 会員は、役員や常置委員会の委員に立候補することができます。会長は、立候補の届出の期間を決めて、すべての会員に知らせます。
- 3 立候補者数が、「役員」は会則で決める必要な数に足りないとき、「常置委員会の委員」は各3名に足りないとき、運営委員会は、すべての会員の中から「候補者」を選びます。なお、「役員」と「常置委員会の委員」の両方になることはできません。
- 4 「役員」の分担は、「役員」の立候補者と、運営委員会に選ばれた「役員の候補者」とが話し合って決め、「会長の候補者」は、その結果を会長に報告します。
- 5 運営委員会は、これまでに運営委員会の委員になったことがある人の中から、「会計監査」を選びます。

(選挙管理委員会の委員)

- 第12条 選挙管理委員会の委員は、次の人の中から3人、会長が選んで、委嘱します。
- (1) 運営委員会の委員で、次年度の役員、会計監査、常置委員会の委員になる意思がない人
- (2) これまでに運営委員会の委員になったことがある人
- 2 選挙管理委員会の委員は、自分たちの中から委員長を選び、会長が委嘱します。
- 3 選挙管理委員会の委員長が、「これまでに運営委員会の委員になったことがある人」であっても、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。
- 4 会長は、選挙管理委員会の委員と委員長を委嘱したときは、すべての会員に知らせます。

(選挙)

- 第13条 選挙管理委員会は、「会長」を選ぶため、信任投票による「選挙」を行います。
- 2 「会長」の「候補者」の氏名ほか必要なことについて、選挙管理委員会は、選挙の3日前までに、すべての会員に知らせます。
- 3 選挙では、有効投票数の過半数を得たとき当選となり、選挙管理委員会は、選挙の結果を、すべての会員に知らせます。

(免除)

- 第14条 会員は、役員や常置委員会の委員になることができない場合は、会長に「免除」を希望することができます。
- 2 「免除」を希望した会員は、基本的に役員や常置委員会の委員になりませんが、役員や常置委員会の委員になる人が少なく、どうしてもPTAの運営や活動ができなくなるようなときは、例外的に役員や常置委員会の委員になることをお願いすることがあります。

第5章 その他

(旅費交通費)

第15条 会長が必要だとみとめたPTAの出張にかかる旅費交通費を、出張した会員に支給します。

2 交通費を支給する出張は、膳所小学校区外への出張だけです。

3 支給する交通費は、出発地から目的地までの公共交通機関利用時の交通費です。自家用車などを使用した場合も、同じ額を支給します。

4 関係団体などの研修や懇親会などに参加する場合は、その関係団体などが求める参加費などを旅費として支給します。ただし、同じ研修や懇親会などに参加する会員は、原則2人までです。

(文書保管期間)

第16条 PTAの文書を保管する期間は5年間です。5年を過ぎた文書は、原則廃棄処分とします。ただし、会長が必要とみとめる文書は、別に保管する期間を決めて保管します。

(細則の改正や廃止)

第17条 この細則は、運営委員会で、出席した委員の「3分の2以上」の賛成で、改正や廃止をすることができます。ただし、改正の案は、その運営委員会が開催される1週間以上前に、すべての委員に知らせなければなりません。

附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定

昭和63年5月17日 改正

昭和63年10月15日 改正

平成2年5月17日 改正

平成3年5月1日 改正

平成6年3月9日 改正

平成7年12月19日 改正

平成9年1月21日 改正

平成10年1月13日 改正

平成13年2月7日 改正

平成14年3月13日 改正

平成15年1月15日 改正

平成17年3月10日 改正

平成18年7月7日 改正

平成19年3月12日 改正

平成20年2月13日 改正

平成20年12月10日 改正

平成21年12月1日 改正

平成25年2月5日 改正

平成26年1月21日 改正

平成31年3月5日 改正

令和元年12月2日 改正

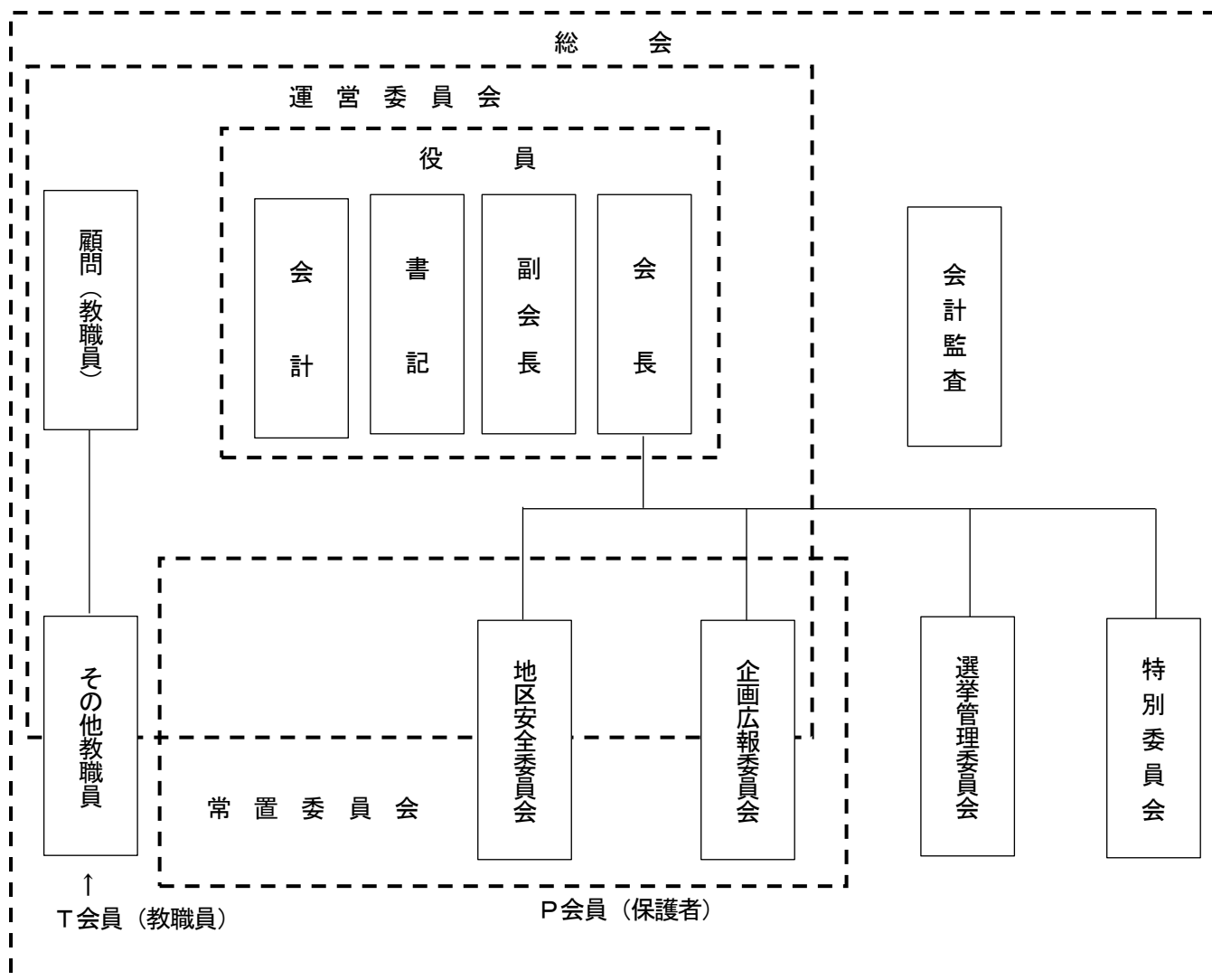
令和2年3月2日 改正

令和3年3月10日 改正

令和3年6月10日 改正

令和4年6月 日 改正

大津市立膳所小学校PTA 組織図（第7号議案改正後）



連絡先等